

静岡県告示第736号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
<u>アール・オー</u> <u>・エス中部株</u> <u>式会社</u>	<u>愛知県名古屋</u> <u>市中村区名駅</u> <u>1丁目1番1</u> <u>号</u>	(略)	<u>株式会社エイ</u> <u>ジェック</u>	<u>東京都新宿区</u> <u>西新宿一丁目</u> <u>25番1号新宿</u> <u>センタービル</u> <u>46階</u>	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成29年8月1日から適用する。